

*心の健康づくり計画 助成金

あなたの会社で『心の健康づくり計画』を
作成していないなら、この機会に作成しませんか。
メンタルヘルス対策の助成金を申請できます。
(10万円が支給されます)

助成金申請の流れ

まず

- ・①心の健康づくり計画の作成
- ・②心の健康づくり計画の周知

さらに

- ・③心の健康づくり計画の実施
- ・④メンタルヘルス対策促進員による確認

そして

- ・⑤心の健康づくり計画助成金の支給申請
- ・⑥助成金（10万円）支給

実施対象期間 平成30年3月31日まで
申請期間 平成30年6月30日まで

「心の健康づくり計画」とは…

労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）の中で重要と位置づけられており、メンタルヘルスカケアを効果的に進めるために、事業場の実情に応じて策定する計画です。

A 事業場における心の健康づくり計画及びストレスチェック実施計画（例）

● 1 心の健康づくり活動方針

(1) 位置づけ

本計画は、当社規則「安全衛生管理規則」に基づき、厚生労働省「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に従って、当社の心の健康づくり活動ならびに労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（以下ストレスチェック）の具体的推進方法を定め、もって従業員の心の健康づくり及び活気のある職場づくりに取り組むためのものである。

(2) 心の健康づくりの目標

従業員の心の健康は、従業員とその家族の幸福な生活のために、また事業場の生産性及び活気のある職場づくりのため

ア 相談体制

管理監督者を含む従業員が相談しやすい相談窓口の設置など、心の健康に関する相談体制の充実を図る。

イ 教育・研修及び情報提供

従業員、管理監督者、事業場内産業保健スタッフ及び人事労務部門がそれぞれの役割を理解し、状況に応じて適切な活動を推進できるように情報提供及び教育・研修の計画的な実施を図る。

ウ ストレス対策

従業員がストレスに気づいて対処できるように、また、職場環境等におけるストレスを減らすように、ストレスチェックをはじめ各種のストレス対策・職場環境改善対策を実施する。

助成金を受けるための要件は…

- ①労働保険適用事業場であること。
- ②メンタルヘルス対策促進員から助言・支援を受け、新たに「心の健康づくり計画」を作成すること。
- ③作成された計画に基づき具体的な対策を実施し、メンタルヘルス対策促進員から、実施されたことの確認を受けていること。 等

メンタルヘルス対策促進員とは、岡山産業保健総合支援センターが委嘱した、メンタルヘルス対策の専門家です。心の健康づくり計画の助言・支援について、事業場へ無料で派遣します。

助成金の申請、および「心の健康づくり計画」を作成希望の事業場の方は、岡山産業保健総合支援センターまでお気軽にお問合せ下さい。

〒700-0907 岡山市北区下石井2-1-3
岡山第一生命ビル12階

電話 086-212-1222 FAX 086-212-1223

岡山産業保健総合支援センター

岡山産保

検索